

新潟県病院局訓令第4号

局本庁
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|-------------------|--|-------------------|
| 第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。 | | 第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。 | |
| 記号 | 病院名等 | 記号 | 病院名等 |
| (略) | | (略) | |
| 県芝看専 | 新潟県立新発田病院附属看護専門学校 | 県芝看専 | 新潟県立新発田病院附属看護専門学校 |
| 県十看専 | 新潟県立十日町看護専門学校 | | |

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。